

平成十四年政令第二百八十三号

健康保険法等の一部を改正する法律の施行
に伴う経過措置に関する政令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律
(平成十四年法律第二百二号)附則第二十三条から
第二十五条まで及び第三十六条の規定に基づき、
この政令を制定する。

(平成十五年度及び平成十六年度の特例退職被
保険者の標準報酬月額に関する経過措置)

第一条 平成十五年度の健康保険法等の一部を改
正する法律(以下「改正法」という。)第二条
の規定による改正後の健康保険法(大正十一年
法律第七十号)附則第三条第四項に規定する特
例退職被保険者の標準報酬月額(次項において
「特例退職被保険者の標準報酬月額」という。)
に関しては、同条第四項中「標準賞与額」とあ
るのは、「国民年金法等の一部を改正する法律
(平成十二年法律第十八号)第六条の規定によ
る改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律
第一百五十五号)第八十九条の二第二項の規定によ
り特別保険料の計算の基礎となつた同項に規定
する賞与等の額(その額に千円未満の端数があ
るときは、これを切り捨てた額(その額が二百
万円を超えるときは、二百万円)とする。)」とす
る。

平成十六年度の特例退職被保険者の標準報酬
月額については、改正法第一条の規定による改
正後の健康保険法附則第三条第四項中「前年
の」とあるのは、「前年一月から三月までの」
と、「標準賞与額」とあるのは、「国民年金法等
の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八
号)第六条の規定による改正前の厚生年金保険
法(昭和二十九年法律第一百五十五号)第八十九条
の二第二項の規定により特別保険料の計算の基
礎となつた同項に規定する賞与等の額(その額
に千円未満の端数があるときは、これを切り捨
てた額(その額が二百万円を超えるときは、二
百万円)とする。)及び同年四月から十二月ま
での全被保険者の標準賞与額」とする。

第二条 改正法附則第二十三条第一号の年齢階層
は、六十五歳から八十四歳までの五歳ごと及び
八十五歳以上とする。

改正法附則第二十三条第一号の年齢階層
は、老人医療費額は、老人保健法(昭和二十七
年五月一日施行)第四十七条の規定により支弁
が行われたすべての市町村の当該年齢階層に属
する被保険者に対する同条に規定する医療等に要
する費用の額(五月において行われた療養に係
る部分の額に限る。)の合算額を同月末日における
当該被保険者の数で除して得た額に十二を乗じて得
た額を基礎として厚生労働大臣が定める額とする。

第三条 改正法附則第二十三条第二号に規定する
退職被保険者等加入割合は、厚生労働省令で定
めることにより、各市町村の退職被保険者等
の総数を当該市町村の被保険者の総数で除して
得た率とする。

(平成十四年度につき指定を受けた国民健康保
険の指定市町村に係る基準超過費用額に関する
経過措置)

第四条 改正法附則第二十四条第一号から第三号
までの年齢階層は、六十五歳から八十四歳まで
の五歳ごと及び八十五歳以上とする。

改正法附則第二十四条第一号の平均一人当たり
の合算額を同月末日における当該被保険者の数で除して
得た額に十二を乗じて得た額を基礎として厚生労
働大臣が定める額とする。

第五条 改正法附則第二十五条第一号から第四号
までの年齢階層は、六十五歳から八十四歳まで
の五歳ごと及び八十五歳以上とする。

改正法附則第二十五条第一号及び第三号の新
老健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に
該当する者の平均一人当たり老人医療費額は、
新老健法第四十七条の規定により支弁が行われ
たすべての市町村の当該年齢階層に属する被保
険者(新老健法第二十八条第一項第一号に掲げ
る場合に該当する者に限る。)に対する新老健
法第四十七条に規定する医療等に要する費用の
額(十一月において行われた療養に係る部分の
額に限る。)の合算額を同月末日における当該
被保険者の数で除して得た額に十二を乗じて得
た額を基礎として厚生労働大臣が定める額とす
る。

第六条 改正法附則第二十四条第二号の改正法第三条
の規定による改正後の老人保健法(以下「新老
健法」という。)第二十八条第一項第一号に掲
げる場合に該当する者の平均一人当たり老人医
療費額は、新老健法第四十七条の規定により支
弁が行われたすべての市町村の当該年齢階層に
属する被保険者(新老健法第二十八条第一項第一
号に掲げる場合に該当する者に限る。)に対する新老健
法第四十七条に規定する医療等に要する費用の
額(十一月において行われた療養に係る部分の
額に限る。)の合算額を同月末日における当該
被保険者の数で除して得た額に十二を乗じて得
た額を基礎として厚生労働大臣が定める額とす
る。

第七条 改正法附則第二十五条第二号及び第四号の新
老健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に
該当する者の平均一人当たり老人医療費額は、
新老健法第四十七条の規定により支弁が行われ
たすべての市町村の当該年齢階層に属する被保
険者(新老健法第二十八条第一項第二号に掲げ
る場合に該当する者に限る。)に対する新老健
法第四十七条に規定する医療等に要する費用の
額(十一月において行われた療養に係る部分の
額に限る。)の合算額を同月末日における当該
被保険者の数で除して得た額に十二を乗じて得
た額を基礎として厚生労働大臣が定める額とす
る。

第八条 改正法附則第二十四条第三号の新老健法第二
十二条第一項第二号に掲げる場合に該当する者
は、前二項に定めるものほか、改正法附則第二
十三条第一号の額の算定については、厚生労働省
令で定める。

法律第八十号)第四十七条の規定により支弁が
行われたすべての市町村の当該年齢階層に属す
る被保険者に対する同条に規定する医療等に要
する費用の額(五月において行われた療養に係
る部分の額に限る。)の合算額を同月末日にお
ける当該被保険者の数で除して得た額に十二を
乗じて得た額を基礎として厚生労働大臣が定め
る額とする。

の平均一人当たり老人医療費額は、新老健法第
四十七条の規定により支弁が行われたすべての
市町村の当該年齢階層に属する被保険者(新老
健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該
当する者に限る。)に対する新老健法第四十七
条に規定する医療等に要する費用の額(十一月
において行われた療養に係る部分の額に限る。)
の合算額を同月末日における当該被保険者の数
で除して得た額に十二を乗じて得た額を基礎と
して厚生労働大臣が定める額とする。

この政令は、平成十四年十月一日から施行す
る。ただし、第一条の規定は、平成十五年四月
一日から施行する。

附 則

前三項に定めるもののほか、改正法附則第二
十五条第一号から第四号までの額の算定につい
ては、厚生労働省令で定める。